



生成AIガイドライン 家庭向け確認表

といのタネ

番号	原典の該当箇所	ガイドラインに書かれていること(要約)	家庭で確認できること	確認欄
1	p.10「①安全性を考慮した適正利用」	年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など、提供者が定める最新の利用規約を確認し遵守する必要がある	子どもが使っているサービスの利用規約を開き、年齢制限と保護者の同意が必要かを一緒に確認する	☐
2	p.19「③個人情報やプライバシー、著作権の保護」	児童生徒が利活用する場合、プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力させないように留意する	名前・顔写真・学校名・住所・友人の情報を入力していないかを確認する	☐
3	p.9 Box-2「情報モラル教育の一層の充実について」	情報の真偽を確かめる方法(発信者・時期・内容・他の情報との比較等の組み合わせ)を意識的に学ぶことが望ましい	AIの答えについて「どの資料と照らし合わせたか」を聞く	☐
4	p.18 Box-5「不適切と考えられる例」	各種コンクールの作品やレポート・小論文等について、生成AIによる生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募・提出することは不適切と考えられる	提出物にAIの出力をそのまま使っていないかを、提出前に本人と確認する	☐
5	p.18 Box-5「不適切と考えられる例」	詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面等で安易に使わせることは不適切と考えられる	感想文や創作の課題は、まず自分で書いてから使う順番にする	☐

番号	原典の該当箇所	ガイドラインに書かれていること(要約)	家庭で確認できること	確認欄
6	p.18 Box-5「不適切と考えられる例」	テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用することは不適切と考えられる	調べ物は教科書・学校の資料・図書館の本を先に見る順番にする	
7	p.20 Box-6「課題に関する留意事項について」	生成AIを用いた際には、生成AIツールの名称、入力したプロンプトや出力、日付等を明記させることが考えられる	使ったAIの名前・入力した指示・日付を控える習慣にする	
8	p.20「⑤透明性の確保、関係者への説明責任」	保護者に対しても利活用目的や態様等の情報を提供することが重要であり、学校外での利活用も踏まえて周知し理解を得ることが必要である	学校からの案内・おたよりで、学校の方針が示されているかを確認する	
9	p.28「学校現場において留意すべき代表的なリスクや懸念の例」	人間のように振る舞うAIに触れることで、AIに人格があるかのように誤認するリスクがある	相談相手としてだけ使っていないかを話題にする	
10	p.28「学校現場において留意すべき代表的なリスクや懸念の例」	外部サービスには価格の変動リスク、サービス停止等の提供条件の変動リスク、利用規約が頻繁に変更されるリスクがある	課金の有無と、規約変更の通知が来っていないかを確認する	
11	p.12 Box-3「著作権に関する留意点」	キャラクター名等の特定の固有名詞を入力するなど既存の著作物と類似したものを意図した生成は行わず、利用に先立ってインターネット検索等で既存の著作物と類似していないかを確認することが望ましい	好きなキャラクターの名前を入れて作った画像を、外部に出していないかを確認する	

番号	原典の該当箇所	ガイドラインに書かれていること(要約)	家庭で確認できること	確認欄
12	p.7「(1)学校現場における人間中心の生成AIの利活用」	生成AIの出力はあくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識し、最後は人間が判断し成果物に自ら責任を持つ	最後は自分で決めて自分の名前で出す、という原則を家庭で共有する	
出典	文部科学省「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン Ver.2.0」(令和6年12月26日)	https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf		
注記	原典は学校・教育委員会に向けた資料です。「家庭で確認できること」の欄は原典の記述をもとに編集部が家庭向けに置き換えたもので、原典に書かれている文言ではありません。			